

余市町広告掲載等取扱基準

余市町広告掲載等実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第3項の広告掲載等に
係る基準は、次のとおりとする。

第1 広告の内容の基準

要綱第3条第1項各号に該当するものの例は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等により違反し、又はそのおそれがあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はそのおそれがあるもの
 - ア 覚せい剤その他の規制薬物(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等に関する法律(平成3年法律第94号)第2条第1項に規定する規制薬物をいう。)の使用、暴力、とばく、売春等を推奨し、肯定し、又は美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇その他の公衆に不快感を与え、又はそのおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現であって、露骨なもの、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発し、又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を不当に侵害し、又はそのおそれがあるもの
 - ア 他の者を誹謗し、中傷し、排斥し、若しくはそのおそれがあるもの又は他の者の名誉若しくは信用を毀損し、業務を妨害し、若しくはそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別又は心身の障害に関する差別的な表現その他の不当な差別につながる表現を含むもの
 - ウ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用し、若しくはそのおそれがあるもの又は第三者のプライバシーを侵害し、若しくはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
 - ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当し、又はそのおそれがあるもの
 - イ 政治団体による政治活動を目的とし、又はそのおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの 宗教団体による布教推進等を目的とし、又はそのおそれがあるもの

- (6) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (7) 良好な景観の形成若しくは風致の維持を害し、又はおそれがあるもの 色デザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明であるものその他公衆に不快感を与えるもの
- (8) 交通の安全を阻害し、又はおそれがあるもの 自動車等の運転に誤解を招き、若しくは注意力を散漫にし、又はそのおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ア 町が広告主を支持し、商品若しくはサービスを推奨し、若しくは保証しているものと誤認させ、又はそのおそれがあるもの（町が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
 - イ 代理店募集、会員募集、副業紹介、内職紹介等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ウ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払い方法、返品条件等が不明確なもの
 - エ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容又は施設の所在が不明確なもの
 - オ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
 - ア 統計、文献、専門用語等を引用し、若しくは取引等に関して表示すべき事項を明記せずに他の事業者のものに比して著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させ、又はそのおそれがあるもの
 - イ 誇大な表現を含むもの
 - ウ 社会的に認められない許認可、保証、賞、資格等を表示することにより、権威づけようとするもの
 - エ 投資信託その他の資産運用に関し元本保証がないにもかかわらず、元本が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - オ 他人名義の広告
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載等を行うことが適当でない
と認めるもの
 - ア 射幸心をあおるもの
 - イ 品位を損なう表現のもの

- ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- エ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
- オ 投機を著しくあおる表現のもの
- カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- キ 占い、運勢判断等に関するもの
- ク 通貨及び郵便切手の複写の使用
- ケ 謝罪、釈明等に関するもの
- コ 尋ね人、養子縁組等に関するもの
- サ 人事募集又は解雇広告に関するもの
- シ 暴力団若しくは暴力団員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異議を唱える内容を含むもの

第2 事業者の基準

要綱第3条第2項第8号に該当するものの例は、次のとおりとする。

- (1) 調査会社、探偵事務所等
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締役法(昭和33年法律第6号)第2条第1項に規定する銃砲及び同条第2項に規定する刀剣類その他の危険物に関するもの
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (4) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第11条に規定する前払式割賦販売を同条の許可を受けずに業として営むもの(同条ただし書に規定する場合を除く。)
- (5) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
- (7) たばこに関するもの
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続中のもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第1項に規定する更生手続中のもの

第3 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じ、広告掲載等の範囲に係る個別の基準が必要な場合は、町長が別に定めるものとする。